

【参考】

JASVが推奨する精液供給農場（A I センター）の追加条件について

日本養豚開業獣医師会（JASV）種豚衛生委員会 作成

**1. A I センターへの導入豚（あるいは供給農場）の条件**

- 1) 上記5. 1) に示した存在してはいけない疾病に関しては、陰性農場から導入すること。
- 2) 上記5. 2) に示した存在しないか、十分にコントロールすべき疾病に関しては、その発生が少なくとも導入の30日以内に無い農場から導入すること。

**2. 導入豚の隔離検疫条件**

- 1) 主たる飼育設備とは別の隔離検疫設備を保有すること。
- 2) 導入豚は全て、その設備で最低14日間の隔離検疫を実施すること。
- 3) 隔離検疫期間では、毎日の臨床検査で異常の無いことと必要な検査で陰性（PRRSなど）を確認したあとに、主たる飼育設備に移動すること。

**3. A I センター内で飼育されている雄豚の健康条件**

- 1) 日々の臨床検査により異常の無い豚のみから採精すること。そして、その記録を保管すること。
- 2) PRRSは定期的に血液あるいは唾液でPCR検査を実施し、陰性であることを証明すること。
- 3) 上記5. 2) に示した存在しないか、十分にコントロールすべき疾病に関しては、出荷前の14日以上、臨床症状の無いこと。もし、発生した場合は関係者に連絡するとともに、最低14日間の出荷を停止して、その後その後、必要な検査などを経て、出荷再開すること。

**4. 精液採取・処理・保存・発送に関する衛生管理規定を保有すること。**

- 1) SOP（標準作業手順書）を作成すること。
- 2) 処理済み製品（精液）の品質管理を実施し、記録を保管すること。以上